

# 小松法人会 だより

No.120

令和3年1月1日発行

発行者：公益社団法人 小松法人会

編集：広報委員会

地域：小松市・加賀市・能美市・能美郡

事務局：小松市園町二の1 小松商工会議所内

TEL0761-24-2624

FAX0761-23-3825

E-mail hou-koma@circus.ocn.ne.jp



## 新春のごあいさつ

令和3年の年頭に当たり、新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、健やかに初春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の流行が発端となり、仕事の仕方、業務形態の見直し、新しい生活様式にと大変ご苦労されたことと思います。当法人会も予定していた事業活動等の中止や運営方法の変更等により会員の皆様には大変ご不便、ご迷惑をお掛けいたしました。会員の皆様方をはじめ役員各位並びに税務当局及び関係団体各位の深いご理解と温かいご支援を頂きながら運営できましたことに心から感謝申し上げます。

さて、まだまだ感染症の収束が見えない中、我が国のみならず、世界を取り巻く経済環境にも大きな打撃は避けられず、しばらくはこのような経済環境が続くのではと懸念される所です。

このような不確実な経済環境にある中、治療薬・ワクチンの開発や東京五輪の開催予定等といった明るい兆しも見えます。

なお、本年は相場格言では「躰<sup>たが</sup>き」の年といわれる「丑<sup>うしどし</sup>年」ではありますが、子<sup>ねどし</sup>年の繁栄を土台に先を急がず一步一步着実に物事を進めることを大切にしようという気配も感じられます。牛歩ではありますが地に足を着け、たゆまず進み続けるこの新しい年が、会員皆様にとってより佳き年になることを願っております。

ところで、当法人会は、公益社団法人として、地域の健全な発展等のために公益事業を主体とした事業への実践に組織一丸となって取り組んでまいりました。昨年11月13日には石川県庁において、長年にわたって社会貢献活動の一環として除草作業に取り組んでまいりました当法人会女性部会が「優良道路愛護団体」として受彰されました。改めて心から祝意を表しますとともに、紙面にてご披露させていただきます。

この受彰を糧に、令和3年におきましても、より一層公益社団法人として、租税教室、社会貢献活動、講演会活動等といった公益性の高い社会のニーズに応えられる事業に、感染症予防対策等を踏まえた新しい形での取組を模索しながら、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献してまいりたいと考えておりますので、会員の皆様方には、本年も法人会活動に深いご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、会員の皆様方のますますのご健勝及び会員各社の事業のご発展並びにご家族のご健勝を心から祈念いたしますとともに、税務当局及び関係団体の変わらぬご指導を賜りますようお願い申し上げます。年頭のご挨拶とさせていただきます。



公益社団法人小松法人会  
会長

小前田 彰



## 《石川県からのお知らせ》

## 法人県民税法人税割の超過課税 延長のお知らせ

石川県では引き続き、法人県民税法人税割の超過課税の適用期間を5年間延長させていただきますが、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい経済情勢を踏まえ、超過税率を当初2年間は2分の1(0.8%→0.4%)にする軽減措置を講じることとしました。

- ◎適用期間 令和8年1月31日までの間に終了する各事業年度分
- ◎法人税割の税率 適用税率 1.8%(標準税率 1.0% 超過税率 0.8%)  
〔令和3年2月1日から令和5年1月31日までの間に終了する各事業年度分〕  
適用税率 1.4%(標準税率 1.0% 超過税率 0.4%)
- ◎対象となる法人 次のいずれかに該当する法人
- ①資本金又は出資金の額が1億円を超える法人
  - ②法人税額が1,000万円を超える法人
  - ③相互会社

《お問い合わせ先》 石川県金沢県税事務所 TEL: 076-263-8832  
石川県総務部税務課 TEL: 076-225-1271





# 年頭のごあいさつ



小松税務署長  
春木 與志和

令和3年の新春を迎え、公益社団法人小松法人会の皆様方に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

また、皆様方には、平素より税務行政に対しまして、格別の御理解と多大なる御協力を賜っており、この紙面をお借りしまして、厚くお礼申し上げます。

小松法人会におかれましては、「税のオピニオンリーダー」として、税知識の普及や納税意識の高揚を図るための啓発活動に熱心に取り組まれるとともに、租税教育活動や地域に密着した社会貢献活動にも力を入れておられるなど、社会にとって大きな役割を果たしてこられております。

これもひとえに、小前田会長をはじめ役員並びに会員の皆様方の御熱意と御努力の賜物と深く敬意を表する次第でございます。

さて、昨年来、新型コロナウイルス感染症の拡大・長期化により、あらゆる業界に甚大な影響が生じております。これから寒さが厳しくなり更なる感染拡大が懸念される中、その対策に大変な御心労のこととお察し申し上げます。

このような状況を踏まえまして、国税当局におきましても「新しい生活様式」の下、「税務手続きのデジタル化」などの納税者サービスの充実に向けた施策を実施し、更なる納税環境の整備に取り組んでおります。

例えば、納付手段のキャッシュレス化もその一つで、税務署や金融機関の窓口に出向くことなく、予めお届けいただいた口座から日時を指定して国税・地方税の電子納税ができるダイレクト納付はいかがでしょうか。

特に源泉所得税と特別徴収した個人住民税の納期限となる毎月10日は金融機関の窓口が混雑しますので、コロナ禍における3密回避ができますし、インターネットバンキング契約が不要なので費用もかかりません。この機会に、ぜひともダイレクト納税を御利用いただきたいと思っております。

まもなく、令和2年分の所得税等の確定申告の時期を迎えます。

税務署では、多くの方が来場する確定申告会場に出向くことなく、パソコンやスマートフォンを利用して国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書をe-Taxで送信していただくことをお勧めしております。会員の皆様方には、御自身の申告のみならず、御家族並びに社員の方々の確定申告にもe-Taxの御利用を周知していただければ幸いです。

結びに当たりまして、小松法人会のますますの御発展と、新しい年が会員皆様方及び御家族の方々にとりまして、穏やかで幸多き年となりますようお祈り申し上げまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



## （令和2年分 申告所得税・復興特別所得税及び消費税・地方消費税） （個人事業者）の申告と納税は正しくお早めに

### 申告所得税及び復興特別所得税の場合

申告と納付の期限は

**3月15日(月)**

振替利用者の振替納付日

**4月19日(月)**

### 消費税及び地方消費税の場合

申告と納付の期限は

**3月31日(水)**

振替利用者の振替納付日

**4月23日(金)**

## 令和3年度税制改正に関する提言

全法連は、令和2年9月24日(木)日の理事会で、全法連税制委員会が取りまとめた「令和3年度税制改正に関する提言」を決議した。

本年度の税制改正提言は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業が厳しい局面に立たされていることを強調するため、従来のように網羅的に提言するのではなく、「新型コロナウイルスの対応」と「中小企業が事業継続するための税制措置」の要素を織り込みながら提言することとした。

② 令和3年度税制改正に関する提言(要約)は11月に送付いたしました全法連機関紙「ほうじん(秋号) No.710」に掲載しています。また、提言内容の詳細および具体的意見等については、全法連ホームページ「税の提言活動」のコーナーをご覧ください。

### ○税制改正要望活動

#### ◆行動する法人会◆

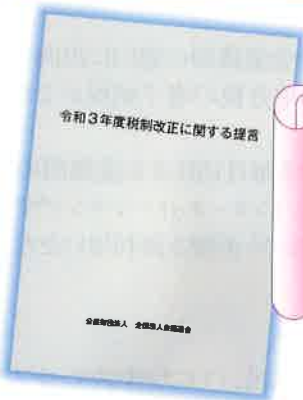
小松法人会では、令和2年9月24日(木)全法連理事会で決議された「令和3年度税制改正に関する提言」の内容を基に作成された『令和3年度税制改正に関する提言書』を11月5日(木)に和田小松市長並びに高野小松市議会議長に提出して陳情活動を行いました。

また、同日には当地区選出の佐々木紀衆議院議員に對しても提言書を託し(秘書手渡し)、中小企業の立場から税制改正等を訴えました。

### — 令和3年度 税制改正スローガン —

- コロナ禍における厳しい経済環境を踏まえ、  
中小企業に実効性ある支援と税制措置を!
- 厳しい財政状況を踏まえ、  
コロナ収束後には本格的な税財政改革を!

全法連ホームページ <http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>



## 地域社会貢献活動

### 《各商工会議所との共催による講演会の実施》

本年度の地域社会への貢献事業として講演会は、小松法人会と各商工会議所共催による左記の二つの講演会の実施となりました。多数の方の聴講ありがとうございました。

当日は、各会場において「消費税の軽減税率ケース別のQ&A」をはじめとする税に関する各種の小冊子等を希望者に無料で配付しました。

開催日	商工会議所名等	講師・演題
11月27日(金)	小松商工会議所(小松商工会議所)	大阪大学大学院医学系研究科 臨床遺伝子治療学寄附講座教授 森下 竜一 氏 『日本発 新型コロナウイルスに対するDNAワクチンの開発状況と今後の展望』
11月11日(水)	加賀商工会議所(ホテル・アローレ)	NHK朝ドラ「エール」脚本家 嶋田うれ葉氏 『脚本家としての生き方』 『ものづくりの原点とは』



(於：ホテル・アローレ)



(於：小松商工会議所)



女性部会だより

○除草作業に汗

女性部会では、毎年、春と秋の2回、社会貢献活動の一環として除草作業に取り組んでいます。本年度は感染症防止対策を講じ、

10月8日(木)に小松市、加賀市、能美市の3カ所で開催された。会員らが除草作業に汗を流しました。



令和2年11月13日(金)石川県庁において、長年除草作業に取り組んできた、当法人会女性部会が「優良道路愛護団体」として表彰されました。



租税教育活動

○小学生の「租税教室」(4校8回)を開催・開催予定

小松法人会(青年部会、女性部会)では、次代を担う子供たちに租税の意義や役割を正しく学んでもらうための租税教育活動を活動の大きな柱と位置付けており、本年度も小学生を対象に租税教室を開催・開催予定しています。

授業では会員が税に関するアニメやクイズを織り交ぜながら税金の仕組みや使い道について、パワーポイントを使って分かりやすく説明すると、子供たちは身近のいろいろなところに多くの税金が使われていることに驚きながらも、税金の大切さについて真剣に学んでくれました。



租税教室(青年部会)



租税教室(女性部会)

租税教室の実施状況

◇女性部会

開催日	学校名
11月11日(木)	錦城小学校(2回)
12月4日(金)	今江小学校(2回)

◇青年部会

開催日	学校名
12月9日(木)	粟生小学校(2回)
令和3年1月14日(木)	国府小学校(2回)



小松法人会のホームページを見よう!!

(公社)小松法人会のホームページは、税に関するホットな情報や記事が満載

- ※行事予定及び各種研修会並びに講演会のご案内
- ※「インターネットセミナー」を無料で閲覧
- ※「法人会自主点検チェックシート」の掲載
- ※「e-TAX」関連情報の掲載



<http://komatsu.ishikawa-kenhouren.or.jp/>

小松法人会

検索

# 法人税 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策としての税制措置

## 1 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業経営強化税制の対象設備である特定経営力向上設備等に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に記載された遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備が、テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型（デジタル化設備）として追加されます。

具体的には、以下の特定経営力向上設備等を取得した場合、**即時償却又は7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除**が適用できます。

### 新たな類型（デジタル化設備）

（要件）遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備  
 （対象設備）機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア

#### 【適用時期】

令和3年3月31日までに取得をして事業の用に供した場合に適用されます。

## 2 欠損金の繰戻しによる還付の特例

これまで、中小企業者等（資本金の額が1億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、**資本金の額が1億円超10億円以下の法人**も利用可能となりました。ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます。

#### 【適用時期】

令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する各事業年度に生じた欠損金に適用できます。



## 消費税 適格請求書等保存方式（インボイス制度）とは

### 1 インボイス制度の概要

2023（令和5）年10月1日以降は、区分記載請求書等の保存に代わって、「適格請求書等」の保存が仕入税額控除の要件とされる制度、すなわち「適格請求書等保存方式」（＝インボイス制度）が導入されます。

適格請求書（インボイス）とは、消費税法の規定に従って、正式に発行された請求書や領収書等のことをいい、インボイス及び帳簿の保存が仕入税額控除の要件となります。

インボイス制度では、インボイスを発行できるのは「適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）」として登録した事業者に限られ、登録を受けるためには、所轄の税務署長に申請することが必要です。

なお、登録を受けることができる事業者は、「課税事業者」に限られます。よって、「免税事業者」は登録を受けることはできません。

そのため、免税事業者がインボイスを発行するためには、所轄税務署長に「消費税課税事業者選択届出書」を提出して、自ら課税事業者を選択した上で、インボイス発行事業者の登録を受ける必要があります。

登録申請書は、2021（令和3）年10月1日から提出が可能となっていて、インボイス制度導入時）2023（令和5）年10月1日）までに登録を受けるためには、2023（令和5）年3月31日（ただし、困難な事情がある場合には、2023（令和5）年9月30日まで）に登録申請書類を提出する必要があります。

### 2 区分記載請求書等保存方式とインボイス制度の比較

「区分記載請求書等保存方式」と「適格請求等保存方式（インボイス制度）」の記載事項は、次のとおりです。

	区分記載請求書等保存方式	インボイス制度
期間	2019（令和元）年10月1日から 2023（令和5）年9月30日まで	2023（令和5）年10月1日から
帳簿への記載事項	① 課税仕入の相手方の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 対価の額 ⑤ 軽減税率の対象品目である旨	①～④ 同左
請求書等への記載事項	① 請求書発行者の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容（軽減税率対象取引である場合は、その旨） ④ 対価の額（税率ごとに区分して合計した税込価格） ⑤ 請求書受領者の氏名又は名称	① 請求書発行者の氏名又は名称、及び「登録番号」 ②～③ 同左 ④ 「税率ごとに区分した税抜価格又は税込価格の合計額」及び「適用税率」 ⑤ 「消費税額等」 ⑥ 請求書受領者の氏名又は名称



# 所得税 個人に対して国や地方公共団体から助成金が支給された場合の取扱い

## 1 新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して国等から支給される主な助成金等の課税関係(例示)

非課税	<p><b>【支給の根拠となる法律が非課税の根拠となるもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金(雇用保険臨時特例法7条)</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症対応休業給付金(雇用保険臨時特例法7条)</li> </ul> <p><b>【新型コロナ税法が非課税の根拠となるもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別定額給付金(新型コロナ税法4条1号)</li> <li>・ 子育て世帯への臨時特別給付金(新型コロナ税法4条2号)</li> </ul> <p><b>【所得税法が非課税の根拠となるもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学費として支給される金品(所得税法9条1項15号)</li> <li>・ 学生支援緊急給付金</li> <li>○ 心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金(所得税法9条1項17号)</li> <li>・ 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金</li> <li>・ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置における割引券</li> <li>・ 東京都のベビーシッター利用支援事業における助成</li> </ul>
課税(※)	<p><b>【事業所得等に区分されるもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持続化給付金(事業所得者向け) ・ 家賃支援給付金 ・ 農林漁業者への経営継続補助金</li> <li>・ 文化芸術・スポーツ活動の継続支援 ・ 東京都の感染拡大防止協力金 ・ 雇用調整助成金</li> <li>・ 小学校休業等対応助成金 ・ 小学校休業等対応支援金</li> </ul> <p><b>【一時所得に区分されるもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持続化給付金(給与所得者向け) ・ Go To キャンペーン事業における給付金</li> </ul> <p><b>【雑所得に区分されるもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持続化給付金(雑所得者向け)</li> </ul>

(※) 事業所得等の金額の計算においては、「総収入金額」から「必要経費」を差し引くこととされています。各種給付金等の申請手続きに際して発生した費用(行政書士に対する報酬料金など)は、この必要経費に該当します。

## 2 国等から支給される主な助成金等の課税関係(例示)

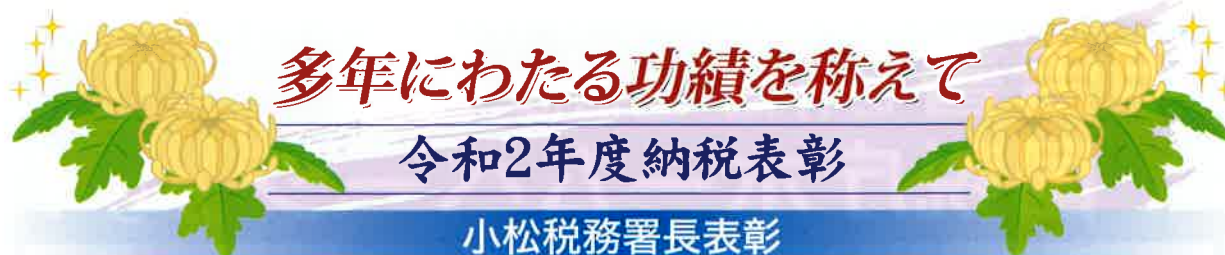
(新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して給付されるものを除く。)

非課税	<p><b>【支給の根拠となる法律が非課税の根拠となるもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雇用保険の失業等給付(雇用保険法12条)</li> <li>・ 生活保護の保護金品(生活保護法57条)</li> <li>・ 児童(扶養)手当(児童手当法16条、児童扶養手当法25条)</li> <li>・ 被災者生活再建支援金(被災者生活再建支援法21条)</li> </ul> <p><b>【租税特別措置法が非課税の根拠となるもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 簡素な給付措置(臨時福祉給付金)(措置法41条の81項1号)</li> <li>・ 子育て世帯臨時特例給付金(措置法41条の81項2号)</li> <li>・ 年金生活者等支援臨時福祉給付金(措置法41条の81項3号)</li> </ul> <p><b>【所得税法が非課税の根拠となるもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学費として支給される金品(所得税法9条1項15号)</li> <li>・ 東京都認証保育所の保育料助成金</li> </ul>
課税	<p><b>【事業所得等に区分されるもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 肉用牛肥育経営安定特別対策事業による補てん金</li> </ul> <p><b>【一時所得に区分されるもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ すまい給付金 ・ 地域振興券</li> </ul> <p><b>【雑所得に区分されるもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業における割引券(通常時のもの)</li> <li>・ 東京都のベビーシッター利用支援事業における助成(通常時のもの)</li> </ul>



(『国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ』(国税庁ホームページ)より)





令和2年度小松税務署長表彰受彰者に小松法人会から3名(法人会功績)の方が選ばれました。  
受彰者は、法人会、間税会、青色申告会、納税貯蓄組合活動又は租税教育の活動を通じて、多年にわたり納税道義の高揚と正しい税知識の普及、申告納税制度の発展に努められた方々です。



嵐 良隆氏  
(於：(株)加賀オート)



小新 吉彦氏  
(於：(株)マルキ)



秋田 順孝氏  
(於：秋田電気工事(株))

本年は、新型コロナウイルスの影響で、例年「税を考える週間」(11月11日～17日)に合わせ行われている納税表彰式典が中止となり、個別に小松税務署長から受彰者に表彰状が授与されました。



### 《石川県・各市町からのお知らせ》

## 大法人の電子申告義務化のお知らせ

eLTAX

平成30年度税制改正により、経済社会のICT化等を踏まえ、官民合わせたコストの削減や企業の生産性向上を推進する観点から、一定の大法人については、令和2年4月1日以後に開始する事業年度分から地方税ポータルシステム(eLTAX)による電子申告が義務化されています。

#### ◎対象税目

法人県民税、法人事業税(特別法人事業税を含む)

#### ◎対象法人

- ・内国法人のうち、その事業年度開始の日において資本金又は出資金の額が1億円を超える法人
- ・相互会社、投資法人及び特定目的会社

#### ◎対象手続及び書類

確定申告、中間(予定)申告及び修正申告における各申告書とそれに添付すべきものとされている書類の全て

### 《eLTAXについてのお問い合わせ先》

#### 地方税共同機構

ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

よくある質問 <https://eltax.custhelp.com/>



# 申告書の作成・送信は **自宅で** 国税庁ホームページから！

## STEP 1 「国税庁ホームページ」へアクセス

確定申告

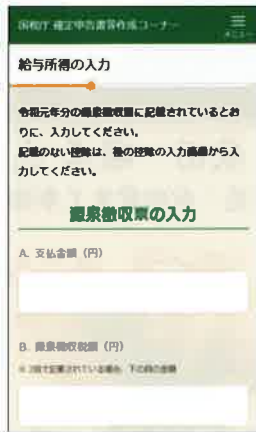


スマートフォンはこちらから→

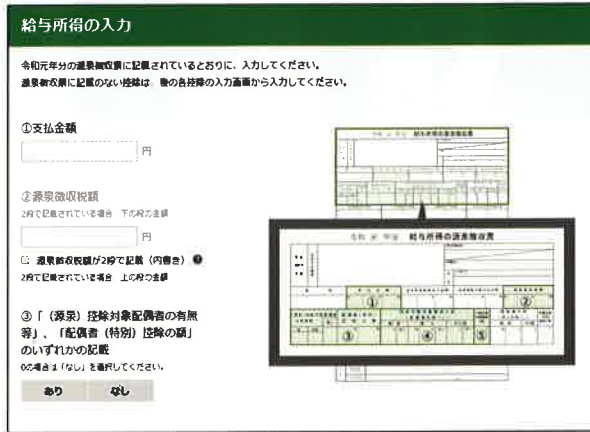
確定申告書作成コーナーの  
利用者の感想  
94%の方が役立つ  
と回答

確定申告書作成コーナーの  
利用率  
3人に2人が利用

## STEP 2 申告書を作成



スマホ専用画面



パソコン画面

パソコン、スマートフォンなどから画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます！



※ 65万円の青色申告特別控除を受ける場合など一部の方はスマートフォンでは作成できません。

※ 画面は令和元年分のものです。

## STEP 3 申告書を送信

### マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

#### ① マイナンバーカード



取得方法は裏面を見てね！



#### ② ICカードリーダーライター または マイナンバーカード読取対応のスマートフォン



または

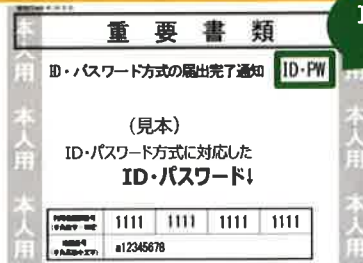


ICカードリーダーライターとして代用できる端末は一部のAndroid端末のみ  
対応端末の一覧はこちらから！



※ 印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

### IDとパスワードで送信



ID・PWが目印

- ・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、**申告されるご本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にお越しください。
- ・既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。



## 法人会のご案内

税を味方に、  
強い経営を。

法人会は税のオピニオンリーダーとして  
企業の発展を支援し  
地域の振興に寄与し  
国と社会の繁栄に貢献する  
経営者の団体です

全法連URL <http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>



「税制改正に関する提言」を  
国・地方自治体に行っています

ビジネスにも役立つ多彩な  
出会いのチャンスを提供します

著名な講師による講演会や  
インターネットセミナーを開催しています

会員企業だけでなく経営者や従業員も  
利用できる福利厚生制度が揃っています

## 法人会とは…

70年を超える歴史を有し、  
約80万社が加入する団体です!

昭和22年(1947年)に法人税はそれまでの賦課課税制度から申告納税制度に移行しました。しかし、当時の社会経済状況から、経営者が難解な税法を理解して、自主申告できるか危惧されました。

このため、申告納税制度の定着には納税者自身が団体を結成し、帳簿の整備、税知識の普及などを図る必要性が生じ、企業の間から自発的に法人会が誕生しました。

法人会は公平で健全な税制実現のため、会員企業の声を立法府等にアピールするとともに、税の啓発や租税教育を積極的に進めています。

## 社会に貢献する法人会!

法人会は長きにわたり、国の根幹とも言える「税」の分野を中心に活動してきました。今後ともその歴史を継承し、国や社会に貢献する組織であり続けたい。この思いをもって、全国各地の法人会においても、統一的な事業やそれぞれの地域に密着した活動を展開しています。

経営に差がつく!  
税の知識が身につく! 人脈がひろがる!

刻々と変化する社会情勢下、企業の存続・発展を図るには、正しい知識と情報が必要です。法人会では各種研修会、セミナーや情報誌などを通じて、企業経営に求められる知識や情報を提供しています。

とくに、企業の健全経営を支える税の知識については、税務署や税理士とも協力しながら、研修会・説明会等を実施しています。

これらの研修会をはじめ各事業に参加することで、法人会に加入する様々な業種の経営者と知り合い、その交流を通じてお互いの経営感覚を磨き、自らの視野を広げることができます。

租税教育活動・税の啓発活動を  
積極的に行っています

地域に密着した貢献活動で  
社会のお役に立っています

企業の人材教育や経営支援のための  
各種研修会を開催しています

活動への参加が会員相互の絆を深め  
組織力を生み出す源となります



# 法人会事務局からのお願い

下記事項に変更等がございましたら、公益社団法人 小松法人会事務局まで  
FAX(0761-23-3825)にてご連絡頂きますようお願い申し上げます。

## 変更届

公益社団法人  
小松法人会 御中

令和 年 月 日

所在地  
法人名  
代表者名  
電話

印

	旧	新
商号変更		
住所変更	〒	〒
代表者変更	役職名 氏名	役職名 氏名
その他の変更	資本金・業種・電話番号・FAX番号等に変更がありましたら、ご記入願います。	

※提出いただいた個人情報は、研修会等の開催通知、機関紙等の送付、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。

公益社団法人 小松法人会 事務局  
小松市園町二の1 小松商工会議所内  
電話(0761)24-2624 FAX(0761)23-3825  
E-Mail hou-koma@circus.ocn.ne.jp